

令和2年第3回臨時会
赤井川村議会会議録
第1日（令和2年10月13日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 議案第50号 赤井川村過疎地域自立促進市町村計画の変更について
第 5 議案第51号 道の駅あかいがわの指定管理者の指定について

追加日程

- 第 1 総務開発常任委員会 議案第51号 道の駅あかいがわの指定管理者の指定について
委員長報告
第 2 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書
委員長申出

◎出席議員（8名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
3番	辻	康	君	4番	能	登	ゆ	う	君		
5番	湯	澤	幸	敏	君	6番	川	人	孝	則	君
7番	山	口	芳	之	君	8番	岩	井	英	明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君					
副	村	長	大	石	和	朗	君			
会	計	管	理	者	小	畑	信	幸	君	
総	務	課	長	高	松	重	和	君		
保	健	福	祉	課	長	藤	田	俊	幸	君
介	護	保	険	課	長	神	信	弘	君	
産	業	課	長	秋	元	千	春	君		
建	設	課	長	今	城	豪	君			
教	育	長	根	井	朗	夫	君			
教	育	委	員	会	次	長	谷	早	苗	君

◎議会事務局

事 務 局 長
書 記

瀬 戸 雅 哉 君
伊 藤 秋 恵 君

(午前 9時00分開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和2年第3回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会に提出されました案件は、議案2件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番、連茂君及び2番、曾根敏明君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思っております。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。
第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。
第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和2年9月分の例月出納検査結果報告書及び同日実施の定例監査結果報告書の提出がありましたので、2ページから3ページとして配付いたしております。
以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第50号

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第50号 赤井川村過疎地域自立促進市町村計

画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第50号についてご説明申し上げます。

議案第50号 赤井川村過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

別紙のとおり赤井川村過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年10月13日提出、赤井川村長。

過疎計画変更の理由としましては、事業費の追加によるものです。

議案3ページ目をお開きください。事業内容の欄の下から2段目になりますが、高速通信回線の整備に要する概算事業費として、第3回定例会にて予算議決いただきました額と同額の1億1,390万2,000円を追加するものです。また、今回の計画変更に併せて平成28年度から令和元年度までの各種事業の事業費を実績値に変更しており、変更箇所については下線によりお示しさせていただいております。

なお、北海道との協議によりまして、高速通信回線整備事業は過疎計画に位置づけられていること、追加事業費を含めても全体事業費の変更が20%以内であることから、今回の計画変更に当たっては北海道知事への書面協議は要しないとされており、ご説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略したいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号 赤井川村過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第50号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第50号 赤井川村過疎地域自立促進市町村計画の変更については原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第51号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、議案第51号 道の駅あかいがわの指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定によって議長が除斥となりますので、退席をいたします。副議長と交代のため暫時休憩いたします。

午前 9時04分 休憩

（岩井英明君退場）

（議長、副議長と交代）

午前 9時06分 再開

○副議長（山口芳之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席者数は7名です。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、議案第51号についてご説明をさせていただきます。

議案第51号 道の駅あかいがわの指定管理者の指定について。

道の駅あかいがわの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び赤井川村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により議会の議決を求める。

令和2年10月13日提出、赤井川村長。

記といたしまして、1つ目、指定管理者に管理を行わせる施設の所在地及び名称です。所在地は赤井川村字都190番地16、名称につきましては道の駅あかいがわ。

2つ目としまして、指定管理者に指定する団体の主たる事務所の所在地及び名称、所在地につきましては赤井川村字都178番地、名称につきましては道の駅赤井川振興株式会社代表取締役、吉田弘毅。

3つ目としまして、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

次ページ以降に事業計画書を添付してございますので、後ほど御覧、一読いただきたいというふうに思います。

以上ご提案させていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（山口芳之君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第51号については、総務開発常任委員会に付託の上、審議することといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山口芳之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○副議長（山口芳之君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山口芳之君） 異議なしと認めます。

よって、委員会終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○副議長（山口芳之君） これにて散会いたします。

（午前 9時09分散会）

(午前11時15分開議)

◎開議宣告

- 副議長（山口芳之君） ただいまの出席者数は7名です。
定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎日程の追加

- 副議長（山口芳之君） 総務開発常任委員会委員長より委員長報告書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（山口芳之君） 異議なしと認めます。
よって、追加日程第1、総務開発常任委員会委員長報告を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 総務開発常任委員会委員長報告

- 副議長（山口芳之君） 次に、追加日程第1、総務開発常任委員会委員長報告を議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

川人委員長。

- 総務開発常任委員会委員長（川人孝則君） 総務開発常任委員会審査結果報告。

本委員会に付託された議案第51号 道の駅あかいがわの指定管理者の指定について、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

- 副議長（山口芳之君） 委員長の報告が終了しましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（山口芳之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人委員長、自席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（山口芳之君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号 道の駅あかいがわの指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○副議長（山口芳之君） 起立多数であります。

よって、議案第51号 道の駅あかいはわの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

(岩井英明君入場)

(副議長、議長と交代)

午前11時18分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

出席議員数は8名です。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第2として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第2、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第2、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和2年第3回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君） これで本日の会議を閉じます。

令和2年第3回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。ご苦労さまです。

（午前11時20分閉会）